

令和7年3月14日
北九州市教育委員会

報道機関 各位

教職員の懲戒処分に対する人事委員会の裁決（取消し）について

令和5年3月31日付けで本市教育委員会が行った教職員の懲戒処分について、被処分者は、同年6月9日付けで本市人事委員会に対し、原処分の取消しを求め、審査請求を行いました。

本市人事委員会での審査の結果、令和7年3月13日付けで原処分を取り消す裁決が出されましたので、公表します。

1 裁決の骨子

処分庁は、当該教諭が正当な理由がない欠勤を行った等の処分事由をもって懲戒処分を行っているが、当時の当該教諭の状況から鑑みれば、正当な理由のない欠勤であったとは言えず、不当なものである。

2 原処分の概要

被処分者の所属等（当時）	北九州市立中学校 教諭
処分年月日	令和5年3月31日
処分の種類及び程度	懲戒処分 停職3月間
処分理由	欠勤等

3 教育長のコメント

「教育委員会の主張が認められなかったことは遺憾です。内容を精査した上で、今後の対応を検討します。」

【お問合せ先】

教育委員会 教職員課

労務争訟担当課長 左方

電話 093-582-2715